

令和2年10月5日

内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、「野菜果物等の一般的な特徴を表示する POP に関する自主マニュアルの作成に関する実証」が認定されました。

一般財団法人日本ヘルスケア協会が、新技術等実証制度（「規制のサンドボックス制度」）に基づいて申請した「野菜果物等の一般的な特徴を表示する POP に関する自主マニュアルの作成に関する実証」に関する新技術等実証計画（以下「実証計画」という。）に対して、本日、主務大臣である内閣総理大臣及び農林水産大臣が認定しました。

この実証計画は、野菜が持つ含有成分やその一般的な機能性についての表示モデルを明確に示すことを通じて、小売りの現場における適切な広告活動を促進し、消費者の自主的かつ合理的な選択を促し、消費者の野菜の摂取量の増加や健康づくりに貢献することに加え、より機能性の高い野菜が適切な価格設定を行いやすくすることを通じて、生産者の競争力や付加価値向上に資することを目的としています。

実証段階では、一般財団法人日本ヘルスケア協会が「直販所や量販店の野菜・果実の栄養素の一般的な機能性・特徴表示に関する POP 等表示マニュアル」を作成します。実証に参加する小売店において、同マニュアルに基づいて作成したPOPを売り場に表示します。

具体的には、特定成分の含有の有無のほか、合理的根拠をもって、一般的な特徴として、当該含有成分の一般的な機能性などを表示するほか、野菜の活性酸素消去活性を測定する方法や特定の食品の成分含有量や測定値に関する表示を行います。

最終的には、消費者ニーズ、優良誤認性の確認、売り上げの変化の確認を行い、以下を検証します。

①野菜が持つ含有成分やその一般的な機能性についての適正な表示モデルを示すことを通じて、消費者の自主的かつ合理的な選択を促すことができるか

②上記を通じて、野菜が持つ含有成分やその一般的な機能性について適正な表示をすることが、野菜の消費促進に寄与することができるか  
(※実証計画の概要は資料1のとおり)

「規制のサンドボックス制度」において、食品表示に関する実証計画を主務大臣が認定するのは、これが初めてとなります。

#### 【参考】

規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房(日本経済再生総合事務局)に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。(規制のサンドボックス制度の仕組みは、資料2のとおりです。)

#### 【問合せ先】

内閣官房 日本経済再生総合事務局(新技術等社会実装推進チーム)

担当:田邊、浦野、高取

03-5253-2111(内線 84834)、03-3581-0769(直通)

#### 【主務省庁 問合せ先】

消費者庁

表示対策課 担当:志賀、笠原、宮田、羽田

03-3507-9233(直通)

食品表示企画課 担当:久保、松永、守谷

03-3507-9222(直通)

農林水産省 生産局園芸作物課

担当:岡本

03-3502-8111(内線 4791)、03-3502-5958(直通)

【認定事業者 問い合わせ先】

一般財団法人日本ヘルスケア協会

担当:佐藤 聖(さとう ひじり)

03-5157-3341

(以 上)